

コンプライアンス委員会報告

2017.7.24

コンプライアンス委員会

副委員長 鈴木 義規

I 活動目的と体制

1. 活動目的と体制
2. コンプライアンス委員会メンバ

II 活動内容

3. 2016/2017年度の活動概要
4. 競争法コンプライアンス活動
5. **公務員等対応規程**
6. 個人情報保護

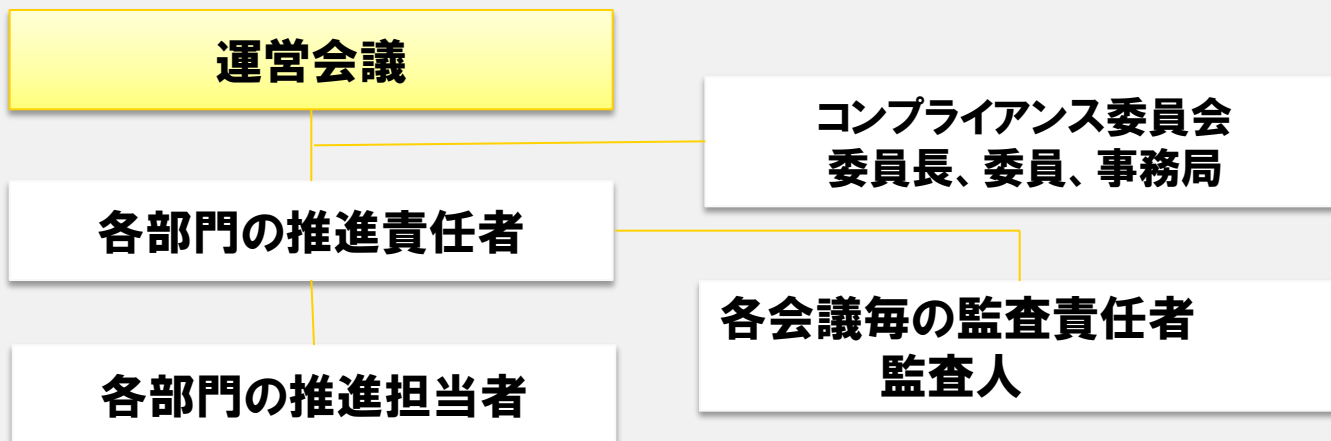
1. 活動目的と体制

J A H I S活動において、**独占禁止法、不正競争防止法等の疑義を招くことなく**、社会的に意義のある活動を推進していくためには、法律上のリスクに見合ったコンプライアンス体制を整備し、**会員が安心して工業会に参加できるように**する必要があり、そのためにコンプライアンス委員会が2013年4月に発足

活動目的

- ◆「法人」として、コンプライアンス活動を推進する
- ◆法令違反が起こりにくい風土を作る
- ◆恒常的な活動のためP D C Aサイクルを構築する

体制



JAHIS 2. コンプライアンス委員会メンバ

- ◆ 委員長は役職連動で運営会議議長
- ◆ 委員は各部会より選出

コンプライアンス委員会メンバ			
	2017年度	2016年度	
委員長	下邨 雅一	下邨 雅一	
副委員長	鈴木 義規	鈴木 義規	
委員	森本 正幸	森本 正幸	戦略企画部
委員	小林 俊夫	小林 俊夫	総務会
委員	安藤 慶祥	安藤 慶祥	標準化推進部会
委員	石井 雅弘	高橋 弘明	医事コンピュータ部会
委員	亀井 正昭	菅原 嘉伸	医療システム部会
委員	松谷 正俊	松谷 正俊	保健福祉システム部会
委員	山内 俊幸	平鹿 裕実	事業推進部
委員	岩本 和則	岩本 和則	事務局

3. 2016/2017年度の活動概要

時期	主な活動内容
2016年4月	「公務員等対応規程案」及び「個人情報管理取扱規程案」を継続審議
2016年7月	2016年度競争法コンプライアンス監査計画書の審議・承認
2016年11月	<p>2016年度競争法コンプライアンス自己監査実施(各部門) (監査対象期間:2016/8~2016/10)</p> <p>「公務員等対応規程案」に関する各部門での検討依頼</p>
2016年12月	監査結果集計、分析・評価、監査結果とりまとめ(委員会)
2017年1月	<p>「個人情報管理取扱規程案」に関する各部門での検討依頼(第一回)</p> <p>公務員等対応規程施行</p>
2017年2月	<p>「MDS書き方セミナー」アンケートの審議・承認</p> <p>「平成29年度介護請求システム入門コース」アンケートの審議・承認</p>
2017年3月	「第2回遺伝子関連検査セミナー」受講者アンケートの審議・承認
2017年4月	公務員等対応規程の普及活動検討開始(カード、ポスター等)
2017年6月	<p>2017年度競争法コンプライアンス監査計画書の審議・承認 (監査対象期間:2017/8~2017/10)</p> <p>「個人情報管理取扱規程案」に関する各部門での検討依頼(第二回)</p>

◆会議開催通知の「競争法コンプライアンス留意事項」

戦略企画部 開催のご案内
 戦略企画部を下記のとおり開催いたしますので、ご出席戴きますようご案内申し上げます。

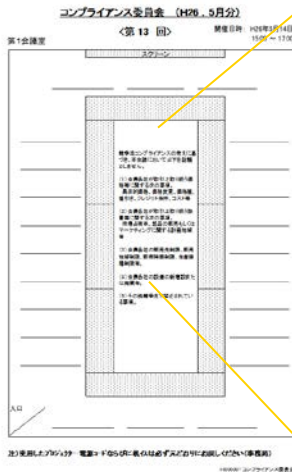
記
 日時:2014年05月13日 15:00~17:30
 場所:第1~2会議室
 議題:1. 協議事項、2. 報告事項、3. その他

【留意事項】

競争法コンプライアンスの考えに基づき、本会議および懇親会において、以下を話題としないことを徹底いたします。

- (1) 会員各社が取引上で取扱う価格等に関する次の事項。
 具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等
- (2) 会員各社が取引上で取扱う数量等に関する次の事項。
 市場占有率、製品の販売もしくはマーケティングに関する計画地帯等
- (3) 会員各社の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等。
- (4) 会員各社の設備の新增設または廃棄案。
- (5) その他、競争法で禁止されている事項。

◆出席者表に「競争法コンプライアンス留意事項」



【留意事項】

競争法コンプライアンスの考えに基づき、本会議および懇親会において、以下を話題としないことを徹底いたします。

- (1) 会員各社が取引上で取扱う価格等に関する次の事項。
 具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等
- (2) 会員各社が取引上で取扱う数量等に関する次の事項。
 市場占有率、製品の販売もしくはマーケティングに関する計画地域等
- (3) 会員各社の販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等。
- (4) 会員各社の設備の新增設または廃棄案。
- (5) その他、競争法で禁止されている事項

◆開催冒頭で会議議長よりの コンプライアンス宣言の唱和

会議の議長（進行役）は、会議冒頭にて、以下の宣言をお願いします。

**「当会合では競争法上問題となる
おそれのある話題は話し合わない」**

※：宣言した事を議事録に記載してください。

◆会議議事録に宣言を行った事の記載

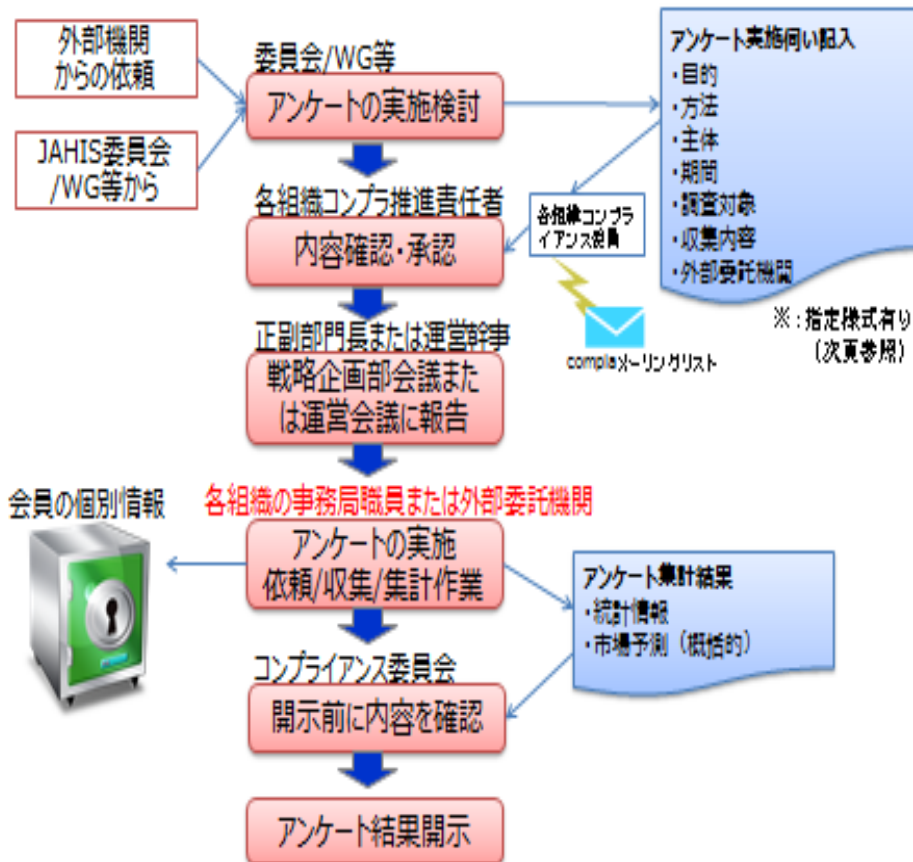
第14回 コンプライアンス委員会 議事録
 日時:平成26年5月14日(水) 15:00~17:00
 場所:JAHIS 第1会議室
 出席者(敬称略)

0. 委員長より以下の宣言が行なわれた。
 『当会議では競争法上問題となる
 恐れのある話題は話し合わない』
1. 第13回議事録の確認

JAHIS 4.1 アンケートの運用

◆アンケート運用手順

JAHIS 6. アンケート調査の運用



◆アンケート実施伺い (個別)

(実施前に提出) JAHIS・アンケート実施伺い(個別) 3版: 2015年2月12日改定

1. アンケート概要

◆アンケート実施伺い (包括)

(実施前に提出) JAHIS・アンケート実施伺い(包括) 3版: 2015年2月12日改定

1. アンケート概要

(1) アンケート名: JAHIS技術セミナー(技術文書セミナー等を含む)受講アンケート

(2) 実施目的: 次回以降のセミナーの質向上

(3) 実施責任者: JAHIS事業推進部事業企画委員会・委員長

(4) 調査対象: JAHIS技術セミナー(技術文書セミナー等を含む)を受講した受講生

(5) 調査数: 記載不要です

◆アンケート実施報告

(実施後、開示前に提出) JAHIS・アンケート実施報告 兼 結果開示伺い 3版: 2015年2月12日改定

1. アンケート概要

(1) アンケート名: _____

(2) 実施目的: _____

(3) 実施責任者: JAHISの組織名・役職名・氏名を記載ください。

(4) 調査対象: _____

(5) 調査数: _____

(6) 調査期間: _____

(7) 調査方法: _____

2. 実施の経緯

(1) 外部団体からの依頼の有無 なし あり (ありの場合) 外部団体名: _____

(2) JAHIS委員会等からの要請 なし あり (ありの場合) 委員会等の名称: _____

3. 情報管理体制

(1) 実施責任者: JAHISの組織名・役職名・氏名を記載ください。

(2) 実施担当者: JAHISの組織名・役職名・氏名を記載ください。

(3) 事務局担当者: JAHISの組織名・役職名・氏名を記載ください。

(4) 外部委託の有無 なし あり (ありの場合) 外部委託機関名: _____ (ありの場合) 情報取扱契約 締結済み

4. 収集情報について

(1) 収集情報の内容: ※アンケート集計結果を添付ください。

平成 年 月 日

◆自己監査 PDCAチェックシート

PDCAチェックシート(競争法コンプライアンス自己監査)

監査名	2016年度競争法コンプライアンス自己監査		
対象	監査対象月	自己監査月	総括表枚数
	2016年8月,9月,10月	2016年11月	7
			自己監査枚数
			97

	【Plan】計画	【Do】実行
目的	<p>私達は会員各社が取引において取扱う次の事項の内、既に公になったものを除き、会議・懇親会等、会員が集まる場で話題としません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 具体的価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等 2. 市場占有率、製品の販売もしくはマーケティングに関する計画地域等 3. 販売先制限、販売地域制限、販売時期制限、生産機種制限等 4. 設備の新增設または廃棄等 5. その他競争法で禁止されている事項 	<p>「平成28年度コンプライアンス監査実施計画書」に従い、JAHIS内の全組織に対して自己監査を実施</p>
	実行内容	

	【Action】実行	【Check】評価(分析)																																																																																																													
見直し改善	<p>【JAHIS活動内での実行内容】</p> <p>①-1 会議開催通知をシステムではなく、メール等で通知する場合も、「競争法コンプライアンス上問題となる事項は話題としない」ことを明記するよう徹底する。</p> <p>①-2 内部への浸透に自己監査は有意義である為、来年度以降も同様に自己監査を継続する</p> <p>【監査体制・運用および自己監査表、総括表の改善】</p> <p>監査により抽出された課題を改善する</p> <p>② 自己監査表と総括表の記載方法の整合性を取る。</p>	<p>【自己監査結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組織名</th> <th colspan="3">会合</th> <th colspan="3">懇親会</th> <th colspan="3">統計情報</th> </tr> <tr> <th>実施回数</th> <th colspan="2">自己評価結果</th> <th>実施回数</th> <th colspan="2">自己評価結果</th> <th>実施回数</th> <th colspan="2">自己評価結果</th> </tr> <tr> <th></th> <th>○</th> <th colspan="2">×</th> <th>○</th> <th colspan="2">×</th> <th>○</th> <th colspan="2">×</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営会議</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>総務会</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>標準化推進部会</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>医事コンピュータ部会</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>医療システム部会</td> <td>57</td> <td>57</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>保健福祉システム部会</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事業推進部</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>151</td> <td>149</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【自己監査により抽出された課題】</p> <p>①JAHIS競争法コンプライアンス実施細則違反の案件が2件あった。 ・2件とも会議開催案内をシステムでなくメールで通知したため、競争法コンプライアンスに関する注意事項の記載が漏れた案件。</p> <p>②「自己監査表と総括表の記載方法の整合性が取れておらず、自己監査時に無駄な作業が発生する」との指摘があった。</p>	組織名	会合			懇親会			統計情報			実施回数	自己評価結果		実施回数	自己評価結果		実施回数	自己評価結果			○	×		○	×		○	×		運営会議	25	24	1	1	1	0	0	0	0	総務会	3	3	0	0	0	0	0	0	0	標準化推進部会	14	14	0	0	0	0	1	1	0	医事コンピュータ部会	21	21	0	1	1	0	0	0	0	医療システム部会	57	57	0	9	9	0	0	0	0	保健福祉システム部会	15	15	0	9	9	0	0	0	0	事業推進部	16	15	1	4	4	0	2	2	0	計	151	149	2	24	24	0	3	3	0
	組織名	会合			懇親会			統計情報																																																																																																							
実施回数		自己評価結果		実施回数	自己評価結果		実施回数	自己評価結果																																																																																																							
	○	×		○	×		○	×																																																																																																							
運営会議	25	24	1	1	1	0	0	0	0																																																																																																						
総務会	3	3	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																						
標準化推進部会	14	14	0	0	0	0	1	1	0																																																																																																						
医事コンピュータ部会	21	21	0	1	1	0	0	0	0																																																																																																						
医療システム部会	57	57	0	9	9	0	0	0	0																																																																																																						
保健福祉システム部会	15	15	0	9	9	0	0	0	0																																																																																																						
事業推進部	16	15	1	4	4	0	2	2	0																																																																																																						
計	151	149	2	24	24	0	3	3	0																																																																																																						
	分析・課題の整理																																																																																																														

1. 背景

1990年代の幹部公務員を中心とした過剰な接待などの不祥事を契機として、**2000年4月1日より国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程が施行された。国家公務員は、仕事を行う上で国民の疑惑や不信を招くことがないように、これらの法律を守るよう義務づけられている。**

一方**企業**においても、これらの法律の趣旨を踏まえて、**自社の規程を整備するとともに遵守の徹底**を図っている。

しかし、その後も公務員等の不祥事は発生している。

2. JAHISの対応方針

JAHISとしても、上記のような状況を踏まえ、**コンプライアンス活動の一環として公務員等対応規程を制定し、遵守徹底**を図って行く。

3. 現状

- **公務員等対応規程制定(2017年1月20日制定)**
- **コンプライアンス委員会にて普及活動案(ポスター、カード等)を検討中。**
- **普及の一環として会員への説明を実施**

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(以下「本会」という。)が公務員等に対する対応に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程は、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程その他の関連法令の理念に基づき、**本会の役員、委員、及び職員**(出向者、嘱託、派遣労働者、契約社員等を含む。以下「JAHIS職員」という)**の遵守しなければならない事項を具体的に定めるものとする。**

3 本会の役員、委員、及びJAHIS職員(以下「本会関係者」という)は、本会の立場での公務員等に対する対応において、**本規程を遵守するとともに、自身の所属する会社その他の組織の規程等も併せて遵守するものとする。**

(定義)

第2条 本規程において「**公務員等**」とは、**国家公務員、地方公務員、みなし公務員をいう。**

2 本規程において「**国家公務員**」とは官庁職員、特定独立行政法人の職員(国立病院医師、職員等)等をいう。

3 本規程において「**地方公務員**」とは都道府県・市町村職員、公立病院医師・職員等をいう。

- 4 本規程において「みなし公務員」とは、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす旨が規定されている者をいう。
- 5 本会は、**公務員等との関係で以下のいずれかに該当する場合には、本規程において「利害関係者」となる。**但し、利害関係者の厳密な定義は国家公務員倫理規程によるものとする。なお、現在の官職によれば利害関係者とはならない場合であっても、**過去3年間に在職した官職**において本会が利害関係者であったときは、当該公務員等に対して現在も本会を利害関係者とみなす。
 - ①許認可等を受けて事業を行っているとき、許認可等の申請をしているとき又は許認可等の申請をしようとしていることが明らかなき
 - ②**補助金等の交付の対象となっているとき、交付の申請をしているとき又は交付の申請をしようとしていることが明らかなき**
 - ③立入検査、監査又は監察を受ける状態にあるとき
 - ④不利益処分の名あて人となるべきとき
 - ⑤行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められているとき
 - ⑥**国の支出の原因となる契約等を締結しているとき、契約の申込みをしているとき又は契約の申込みをしようとしていることが明らかなき**

(禁止行為)

第3条 公務員等との関係で本会が利害関係者となる場合において、当該公務員等と接触している本会関係者は、当該公務員等に対し、原則として次に掲げる行為を行ってはならない。

【本会が利害関係者となる場合における公務員等に対する禁止行為】

- ① **金銭、物品、不動産を贈与すること(餞別、祝義、香典又は供花等を含む)**
- ② **金銭を貸し付けること**
- ③ **無償で物品又は不動産を貸し付けること**
- ④ **無償で役務を提供すること**
- ⑤ **未公開株を譲渡すること**
- ⑥ **供応接待を行うこと**
- ⑦ **遊技又はゴルフをすること**
- ⑧ **共に旅行をすること**
- ⑨ **当該公務員等の要求に従い第三者に対し前各号に掲げる行為をすること**

- 2 前項に基づく禁止行為及び例外的に許容される行為の具体例は、別紙1記載のとおりであるが、記載されていない個別の行為については、顧問弁護士とも相談の上事務局長が判断するものとする。
- 3 公務員等との関係で本会が利害関係者とならない場合において、当該公務員等と接触している本会関係者は、当該公務員等に対し、原則として次に掲げる行為を行ってはならない。

【本会が利害関係者とならない場合における公務員等に対する禁止行為】

- ① 社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待をしたり、物品の贈与をしたりすること(酒食の持てなしを繰り返すことなど)
- ② その場に居合わせないにも関わらず、公務員等の飲食物の料金などを支払うこと(つけ回し)

(解釈)

第4条 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の定めるところに準じて解釈する。

(窓口)

第5条 公務員等の対応に関する問い合わせの窓口業務は総務部長が担当するものとする。

(処分)

第6条 本会は、本規程に違反した本会関係者に対して、本会の就業規則その他の関係規程に基づき処分を行うものとする。

附則(平成29年1月20日)

1 この規程は、**平成29年1月20日より施行**する。

以上

なお、公務員等対応規程はJAHISアーカイブ/JAHIS規則/03事務局規則/5026号に掲載されておりますので、ご活用下さい。

<https://member.jahis.jp/ap/fil/UI007/ui007dwn01.aspx>

○: 例外的に許容される行為
 ×: 許容されない行為

法令で定められた禁止行為・許容行為	具体例
① 金銭、物品又は不動産を贈与する	<ul style="list-style-type: none"> ・祝儀、香典、供花(×) ・物品、ビール券、商品券(×) ・菓子等の手土産(×) ・異動時の饂飩(×) ・宣伝用物品、記念品(○)
② 金銭を貸し付けること	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭を貸し付けること(×)
③ 無償で物品又は不動産を貸し付けること	<ul style="list-style-type: none"> ・PC等の貸与(×)
④ 無償で役務を提供すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイヤー、タクシーの提供(×) ・タクシーチケットの提供(×) ・来訪時の事務用品、電話、コピーの使用(○)
⑤ 未公開株を譲渡すること	<ul style="list-style-type: none"> ・未公開株を譲渡すること(×)
⑥ 供応接待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・工業会が負担した飲食(×) ・多数者が参加する立食パーティ(○) ・公務員来訪時の茶菓提供(○) ・職務上の会議で簡素な飲食物(2~3,000円程度まで)を提供すること(○) ・同窓会での飲食(○) ・公務員等が自己の費用を負担した飲食(○)
⑦ 遊技又はゴルフをすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ(×)
⑧ 共に旅行すること	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行(×)
⑨ 利害関係のある公務員の要求に従い第三者に対して上記事項(①~⑧)を実施すること	

5.3 みなし公務員一覧(保健医療福祉関係)

みなし公務員	備考
国立大学法人の役職員	国立大学法人法
国民年金基金、同連合会の役職員	国民年金法
厚生年金基金、企業年金連合会の役職員	厚生年金保険法
指定居宅介護支援事業者等若しくはその職員及び又は介護支援専門員	介護保険法
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の役員、職員	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法
独立行政法人情報通信研究機構の役員、職員	独立行政法人情報通信研究機構法
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の役員、職員	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法
独立行政法人福祉医療機構の役員、職員	独立行政法人福祉医療機構法
日本年金機構の役員、職員	日本年金機構法
全国健保保健協会の役員、職員	健康保険法
独立行政法人医薬基盤研究所の役員、職員	独立行政法人医薬基盤研究所法
独立行政法人国立健康・栄養研究所の役員、職員	独立行政法人国立健康・栄養研究所法
独立行政法人放射線医学総合研究所の役員、職員	独立行政法人放射線医学総合研究所法
介護労働安全センターの役員、職員	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
独立行政法人国立がん研究所、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センターの役員、職員	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
指定試験機関の試験に従事する役員、職員、試験委員	歯科衛生士法、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法、臨床工学技士法、介護保険法、
指定調査機関の調査業務に従事する役員、職員	介護保険法、
指定登録機関の登録事務に従事する役員、職員	救急救命士法、歯科衛生士法、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法、
指定都道府県事務受託法人の役員、職員、介護支援専門員等	介護保険法
登録検査機関の生物検査に従事する役員、職員	遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律
登録試験問題作成機関の試験問題作成事務に従事する役員、職員	介護保険法
登録認証機関の基準適合性認証の業務に従事する役員、職員	医薬品医療機器等法
独立行政法人国立病院機構の役職員	独立法人国立病院機構法

(補足)国民健康保険中央会、社会保険研究所の職員はみなし公務員には該当しない。

公務員等に講演を依頼する場合は下記のような文言を入れて下さい。

JAHIS〇〇〇〇〇〇〇部会業務報告会での講演依頼について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社〇〇〇〇〇〇〇部会では、平成〇〇年〇〇月〇〇日(△)に、部会の年間活動状況を会員へ報告する業務報告会を開催する予定です。

当日は、全国から、〇〇〇〇関係ベンダーが多数参加予定であり、□□先生からの講演として「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と題し、お話を賜わりたいと存じます。

(中略)

6. 備考:

〇〇〇会終了後に、JAHIS費用負担にて懇親会(6,000円/人程度)を開催の予定ですので、ご出席して頂ければ幸いです。なお、国家公務員倫理規程上の関係等で、懇親会にご出席できない場合、あるいは謝金を受け取れない場合は事前に担当窓口まで御連絡頂ければ幸いです。

※ご連絡・ご提供先(担当窓口)

- ・〇〇 〇〇 (JAHIS〇〇〇〇〇〇〇部会運営幹事) mail: △△
- ・□□ □□ (JAHIS事務局部長) mail: □□

以上

JAHISアーカイブに下記のようなQ&Aが掲載されていますのでご活用下さい。

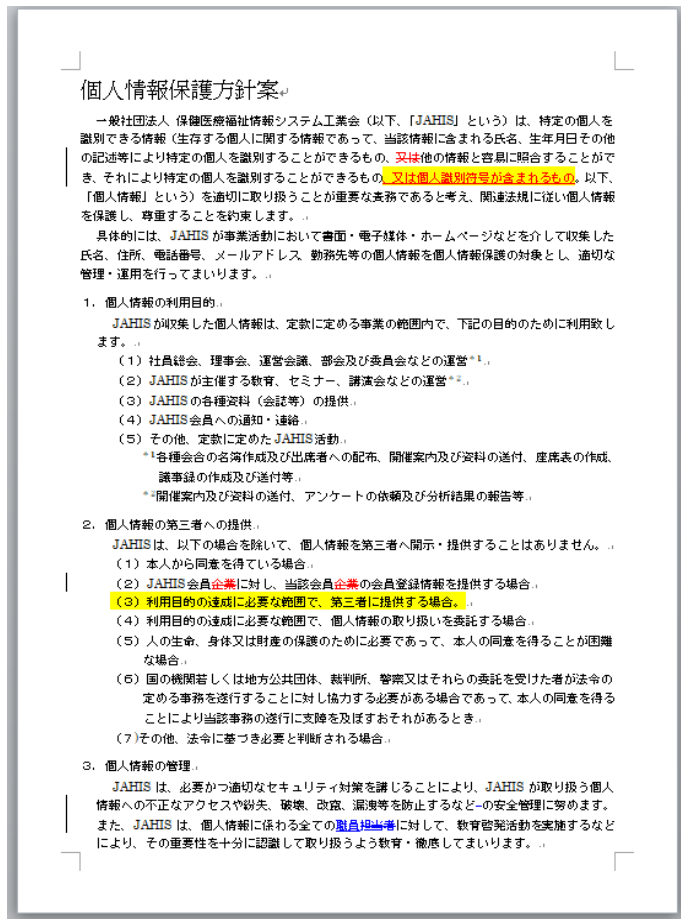
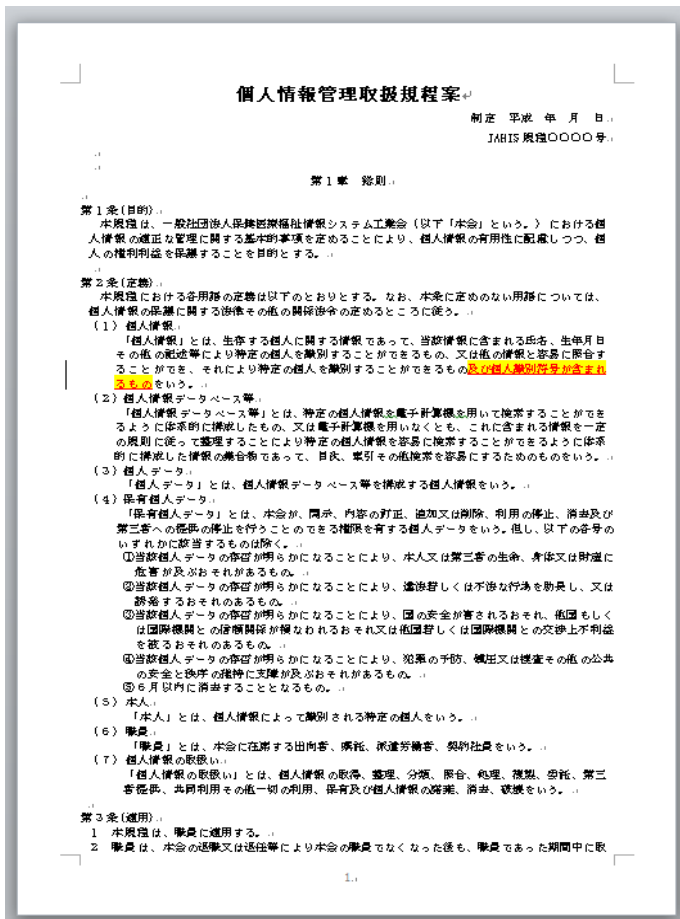
国家公務員倫理規程Q&A

2017/1/27

コンプライアンス委員会

No.	分類	Q	A	出展		
				発行元	文書名	発行日
1	利害関係者	国の機関に物品を納品している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？	全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることになります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては利害関係者に当たります	国家公務員倫理審査会事務局	国家公務員の倫理保持のためのルール	平成24年3月
2	利害関係者	契約履行の監督、検査の事務も第2条第1項第7号の「契約に関する事務」に該当するののか。	該当する。したがって、これらの事務に携わる職員にとって、契約関係にある事業者等は利害関係者となる。	国家公務員倫理審査会事務局	国家公務員倫理規定質疑応答集	平成29年1月現在
3	利害関係者	利害関係者に該当する事業者の中でも、例えば営業部門と契約部門等、部門によって利害関係者かどうか分けて判断することは可能なのか。	利害関係者である企業の全従業員が利害関係者になるわけではなく、一般には職員の所掌事務に関係する部門の従業員が当該職員の利害関係者となる。ただし、職員の所掌事務とは関係しない部門の従業員が特命を受けて企業の利益のために職員と接触するような場合には、所属する部門にかかわらず、職員の利害関係者となる。また、利害関係者である企業の従業員で通常は職員の属する官庁に接触しない部署に勤務する者に対して、接待や借財を職員がその権限を背景にして強要する場合にも、その従業員はその職員にとっての利害関係者となる。	国家公務員倫理審査会事務局	国家公務員倫理規定質疑応答集	平成29年1月現在

現在コンプライアンス委員会にて、2017年5月30日に全面施行された改正個人情報保護法を踏まえた「個人情報管理取扱規程案」及び「個人情報保護方針案」を検討中。今年中に制定予定。



END